

日本赤十字豊田看護大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、日本赤十字豊田看護大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、本学学則及び大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学学則第39条の定めるところにより、本学学部を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院学則第31条第1項の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院学則第31条第2項の定めるところにより、後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）を修了した者に授与する。

(学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項により本学大学院学則第31条に定める学位を申請する者（以下「申請者」という。）は、学位審査申請書及び附属書類に学位論文を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、修士の学位の申請者については、教育目的に応じ、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を添付することができる。

(審査の付託)

- 第5条 修士の学位審査の申請があった場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託する。
- 2 博士の学位審査の申請があった場合には、学長はその審査を共同看護学専攻博士学位審査委員会（以下「博士学位審査委員会」という。）に付託する。

(審査委員会)

第6条 前条により学位論文の審査等を付託された研究科委員会又は博士学位審査委員会は、論文内容に関連する科目担当の教授の中から3名以上の審査委員を選出して、審査のための委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(論文の審査及び最終試験)

- 第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 2 学位論文の審査は、審査基準に基づき行う。
- 3 最終試験は、論文の内容を中心として、口頭試問又は筆記試験により行う。
- 4 審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果について総合審査を行い、審査報告書を研究科委員会又は博士学位審査委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会又は連絡協議会の議決)

第8条 修士の学位審査においては、研究科委員会は前条第4項の報告に基づいて審議し、学位

を授与すべきか否かを議決する。

- 2 博士の学位審査においては、博士学位審査委員会は前条第4項の報告に基づき議決し、その結果を共同看護学専攻連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に報告する。連絡協議会は、その報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。
- 3 前項の議決をするには、構成員の3分の2以上の出席と、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（研究科長の報告）

第9条 研究科委員会又は連絡協議会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第10条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与する。

- 2 学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知するものとする。

（学位授与の報告）

第11条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、学位を授与した日から3月以内に学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（博士論文の要旨等の公表）

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により、学位論文を公表する場合には「日本赤十字豊田看護大学審査学位論文」又は「日本赤十字豊田看護大学審査学位論文（要約）」である旨を明記しなければならない。ただし、共同看護学専攻に係る学位論文を公表する場合には、当該共同看護学専攻を構成する全ての大学において審査を受けた学位論文又は要約であることを明記しなければならない。

（学位の名称）

第14条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるとき、学位の次に「日本赤十字豊田看護大学」を付記するものとする。ただし、共同看護学専攻に係る学位については、当該共同看護学専攻を構成する全ての大学名を付記するものとする。

- 2 学位記の様式は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正に学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位に関しては教授会、修士の学位に関しては研究科委員会、博士の学位に関しては連絡協議会の議決を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 教授会、研究科委員会又は連絡協議会において、前項の議決をするには、構成員の3分の2以上の出席と、出席者3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年1月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。
- 2 この規程は、平成28年度入学生から適用し、平成28年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。